

# 相続ブック NEWS RELEASE

2019年2月号

英和コンサルティング(株)  
英和税理士法人

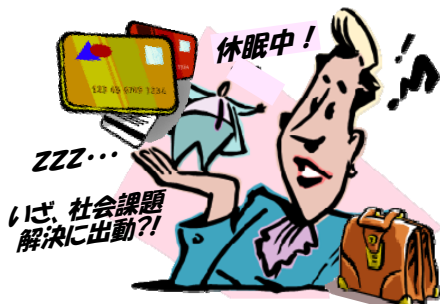
東京都品川区大崎4丁目1番2号  
ウィン第2五反田ビル7F

PHONE: (03)3491-3811 <http://www.eiwa-gr.jp/>

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

## 新制度！認知症高齢者の「休眠預金」が日本を救う？

休眠預金になると預金はどうなる？  
認知症高齢者の資産は凍結？  
認知症500万人時代の財産管理法



今年1月以降、休眠預金を社会事業に活用する制度が本格化しました。国庫に入っても手続きで払い戻してもらえますが、認知症等で忘れられる預金も今後増えることが考えられます。

### 今なぜ「休眠預金」？



#### ●10年以上放置、年間1,200億円！

10年以上放置された預金は「休眠預金」と呼ばれ、金融庁によると、17年3月期は約1,270億円の休眠預金が発生し、払い戻されたのは約569億円と払戻率は半分以下とか。

#### <総額約6,000億円・約6,000万口座>

ここ数年700億円規模、年700万口座が放置されている。08年以降、休眠預金は6,238億円滞留し、対象口座は6,523万に。

#### ●銀行で利益計上されていた？

あまり知られていませんが、これまでは、放置されていた預金は、所定の手続きを経て銀行の利益に計上されていました。



#### <預金の消滅時効って？>

預金は銀行等に対する債権で消滅時効があり、銀行の場合、商法の5年となる。ただし、銀行が消滅時効を援用することはなく、実務的には全銀協のガイドラインにより、最終取引から10年経った預金で、連絡がつかないものを失効としていた。

#### ●休眠預金を有効活用する法律！

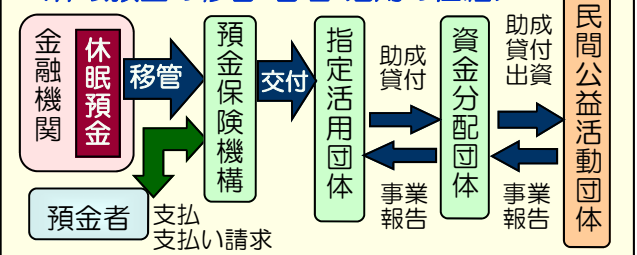
こうした休眠預金を有効活用しようとする法律が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(休眠預金等活用法)です。18年1月1日施行で19年1月1日からは実際に休眠預金が発生へ。



#### ●銀行の管理から国の管理へ！

休眠預金等活用法により、これまで銀行の管理下だった休眠預金が国に移され、民間公益活動促進に使われることとなります。

#### <休眠預金の移管・管理・活用の仕組み>



#### ●成長戦略のための社会実験？

高齢社会で独居高齢者が増え、眠ったままの預金が銀行の利益に処理されているのはもったないと、成長戦略に関する議論の中でクローズアップされた経緯があり、本制度は国が私有財産を移す前例のない社会実験とも言えます。

#### <民間公益活動団体は公募・診査で決定>

金融庁HPによると、民間公益活動は「人口減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化で直面している問題解決を図る公益活動」とし、団体の一般公募を行った。4団体の公募があり、有識者審議を経て1月11日に1団体を指定した。

#### ●休眠預金を活用する団体は？

活用資金はもともと国民の預金が原資のため、一部の団体の利益誘導にならない透明性の確保が必要との指摘があります。指定を受けたのは、名称もそのまま「日本民間公益活動連携機構」、経団連主導で指定活用団体になることを目指して昨年設立された一般財団法人です。

## ●休眠預金、海外の事例は？

イギリスでは2008年に法整備し、政府から独立した機関で社会的中間支援業者への投融資や宝くじ基金などを通じて活用されています。韓国では財団を通じて、貧困層への小口融資事業に活用。アイルランドでは放置されている生命保険も資産として活用して成功している。

## 休眠預金を巡る注意点！



### ●休眠預金等活用法で統一！

これまで休眠預金の取扱いは金融機関によって異なっていましたが、同法施行によりその扱いが統一されました。「2009年1月1日以降の取引から10年以上、その後取引がない預金」が対象となるため、2019年から新制度対象の休眠預金が発生することになります。

### ●ツイッターでも話題に？



全国銀行協会は昨年11月、ツイッターで改めて呼びかけをしました。ネット上でも様々な意見が交わされていたようです。「初めて聞いた」「10年って意外とあつという間だから気を付けないと」「家中の通帳見直したら、弟名義で親が作った通帳がまさにそれ」など。

### ●どうすれば休眠預金にならない？

移管対象の休眠預金がある場合、金融機関からWebサイトに公告が行われるので、公告を見て自分の口座についての情報提供をした場合は対象から外れます。1万円以上の残高があれば郵送もしくは電子メールで通知が送られ、通知を受け取った場合は休眠預金になりません。

## ●利息の支払いがあっても？

休眠預金とは10年以上も取引などの動きがない口座ですが、判断基準が銀行によって違います。記帳があれば入出金がなくてもOKとする銀行もあれば、記帳だけでは取引なしとする銀行もあります。また、新制度では利息の入金があるだけでは動きなしとされるので要注意。

### ●昔の定期預金がある場合は！

従来は自動継続の定期預金は放置しても休眠預金になりませんでした。新制度では最初の満期から10年放置していると休眠預金対象になり、転居等で通知が届かなければ移管へ。

#### <金利自由化時代の大口定期>

30~40年前、銀行は金利の自由化に対応して、金額に応じて自動継続の大口定期、スーパー定期などを勧誘していた。昔に退職した人が退職金を定期預金にしてタンスに保管していたり、資産家、海外赴任者がセキュリティを考え、定期預金通帳を金庫に入れて長年放置している例などでは注意が必要です。



### ●郵便貯金は20年で権利消滅？

銀行預金は休眠預金となっても払い戻しできますが、郵便貯金の場合は少し違います。民営化前の郵便局の定期貯金や定額貯金は新制度の休眠預金の対象外なので、実は要注意です。

#### <旧郵便貯金法の取扱いは>

2007年10月の民営化前の定期貯金等は旧郵政貯金法が適用され、満期後20年が経過すると、権利が消滅します。こちらはもう払い戻せません。

昔は金利が高かったため、まとまった額を定期に預ける人が多く、満期後に放置しているケースも。権利が消滅する口座は約1兆6,699億円が払い戻されず残っており、15年には150億円、16年は68億円の貯金が権利消滅へ。

## <2019年からは10年間使っていない銀行口座は休眠預金に！>

### 銀行預金

#### 10年間銀行口座を放置！

2009年1月1日以降、入出金していない銀行口座がある  
(対象は普通預金・定期預金 外貨預金や財形貯蓄は対象外)

残高1万円以上！

残高1万円未満！

9年以上経過し10年6カ月経過までに

郵送での通知なし

登録住所に郵送で通知

通知状が届いた

転居先不明で届かず

休眠預金にはならない

休眠預金に！

払戻し可

預金保険機構に移管  
本人の手続きで払戻し可能  
ATMでの出金はできない

### 郵便貯金

#### 20年2ヵ月間 郵便貯金を放置

2007年9月以前に預けた  
「定期貯金」「定額貯金」

(通常の郵便貯金は  
銀行預金と同じ扱い)

ゆうちょ銀行に債権・  
管理が引き継がれて  
いないため

民営化前

旧郵便貯金法

睡眠貯金に！

払戻しの請求をしないと  
権利消滅！

没収！



## 認知症高齢者と休眠預金

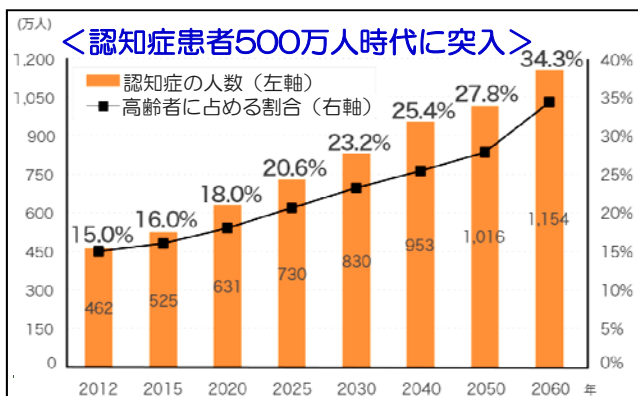


### ●休眠預金の落とし穴？

残高が1万円以上であり、金融機関からの通知が届けば、さらに10年間は休眠預金にはなりません。しかし、転居しても銀行に住所変更を届けていなかったり、高齢で子供に引き取られたり、施設に入ったり、亡くなってしまったり、市町村名などの変更で郵便配達ミスが生じたりすれば、未配達になり、本人も休眠預金になったことに気づかないことに。

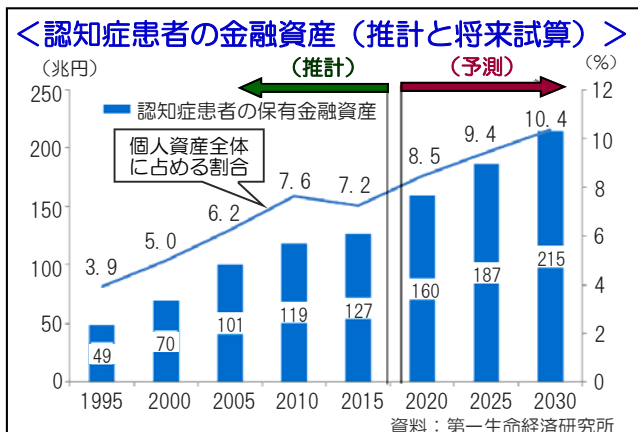
### ●本人が銀行窓口で手続き必要？

万一、休眠預金になり預金保険機構に移管されても払い戻しは可能ですが、本人が取引銀行窓口で手続きすることが必要。キャッシュカードが使えないため、遠方に転居していたり、高齢・病気で出向けない場合はお手上げです。そもそも本人が認知症で預金口座を思い出せない場合、取り戻すことは難しいのでは。



### ●認知症高齢者資産が215兆円？

第一生命経済研究所の試算では、認知症高齢者の金融資産は1996年3月の49兆円で、18年3月時点では143兆円（認知症患者1人当たり直すと平均2,860万円）、さらに高齢化が進む30年には今の1.5倍の215兆円に達し、個人資産全体の1割を超える見込みに。



### ●GDPの4割が凍結リスク！



認知症高齢者の金融資産が滞留すると、お金が社会に回りにくくなります。国民総生産の4割相当のマネーが凍結状態になる試算で、日本経済の成長の大きな重荷に。政府や金融機関は危機感を強めており、今回の新制度はその対応策の1つですが、民間公益活動に使われる前に、自分や親族の預金は守りたいものです。

### ●認知症の人の預貯金の管理は？

みずほ情報総研(株)の調査によると、認知症の親や家族の預貯金管理を支援することになった理由として「ATMの操作・利用が難しくなった」が最も多く48.5%、次いで「お金の計算が難しくなった」46.1%、「窓口での説明の理解が難しくなった」42.5%でした。

#### <発症前から話し合いを>

支援する親族が最も負担に感じているのは「本人に分かるように説明すること」22.5%、「本人の同意や直筆の委任状を得ること」20.2%。本人の考え方や希望を把握できていない人ほど負担感があり、早めのサポート体制の構築が必要。

### ●親の口座が引き出せない？

認知症になると症状の度合いにより、預貯金が引き出せない事態に。株などの有価証券も本人の同意がなければ解約できません。認知症の親の老人ホームの入所金や費用を親名義の口座から引き出せないケースも。対応策として「成年後見制度」がありますが、同調査では利用者は6.4%で、制度を知っているが「利用するつもりはない」が55.4%を占めています。

### ●後見制度や家族信託を検討！

判断能力の低下した高齢者の財産を管理する制度は、判断能力がなくなってからの「法定後見」と、あるうちに設定の「任意後見」、家族間で財産管理を決める「家族信託」があります。

	家族信託	成年後見	
		法定後見	任意後見
目的	柔軟な資産承継・財産管理	本人の保護・支援・財産保全	
管理者	家族や親族	裁判所が選任	任意契約した後見人
監督	—	家庭裁判所後見監督人	後見監督人
財産処分	信託目的に従い、受託者が自由に処分	運用や処分、相続対策はできない	

法定後見は親族が後見人になるとは限らず、裁判所の管理下に置かれ、自由な財産処分はできません。家族信託は信託契約で決めておけば、その範囲での自由な財産管理が可能。意思能力のある元気なうちに対処したいものです。